

県営風力発電事業環境影響評価準備書
に対する山形県知事からの意見照会について
総括意見

提出された同準備書の記載内容及び「住民意見概要及び事業者見解」の内容から、以下のような意見を県知事に回答するべきだと考えます。

○第3次山形県環境計画(平成24年3月)の中で、風力発電施設の整備に配慮する地域について、「優れた自然の風景地として指定されている自然公園」としての「価値を著しく損なうおそれのある地域」は除くものとしている。本事業の実施により、優れた自然の風景地としての庄内海浜県立自然公園の価値が著しく損なうことは明らかであるのに、同準備書においては、著しく過少に評価している。

○2010(平成22)年、当該地域における民間事業者による同種事業計画において、自然公園内新築行為に係る事前協議への対応では、風致景観に著しい影響を及ぼすため認められないとした山形県知事の判断がある。その判断内容として、

- ①当該風力発電施設は、海岸線を分断し、海側や砂丘地からの重要な眺望の対象に著しい支障を及ぼす。
- ②その形態が周辺の風致又は景観と調和しない。
- ③微妙な生態系のバランスの上に成り立つ「砂丘植生とクロマツ林」の景観の維持を図るうえで重大な支障を及ぼすおそれがある。
- ④酒田市からは、酒田市環境審議会や住民説明会での意見を踏まえ、「建設には慎重を期すべきである」との回答があった。
ことを挙げている。

2010年当時と比べて今日までの間、自然公園の価値が低下した事実はなく、むしろ優れた風致景観に加え、本準備書のとおり、希少な動植物の生息・生育が改めて確認されたところである。

○また、「景観資源の質的变化が生じる」ことになると認識しておきながら、タワー部分のみの改変であり、クロマツ林を伐採しないことを理由に掲げて「歴史的・文化的な価値が基本的に損なわれることはない」と予測しているが、質的变化の価値について予測した際の評価手法を明示していない。

○海岸林や砂丘の研究等、事業計画地に詳しい学識経験者の多くが、他の庄内海岸における既設の風力発電施設と違って、海岸林の保全に最も重要な「砂草地」に設置することに対して大きな懸念を持っている。これらの意見については、同準備書においては一切記載されていない。

○第3次山形県環境計画の中で、風力発電施設の整備に配慮する地域から除かれる地域として、「貴重な動植物の生息・生育に重大な影響を及ぼすおそれのある地域」が提示されている。同準備書では、国の最上川河口鳥獣保護区であるにも関わらず、鳥類等の貴重な動植物の生息・生育に対する影響を過少に評価している。また、住民意見に対する事業者見解が、意見の内容に対して的確に示されていない箇所も多い。

○同準備書は、総合的にみて当該地域の環境に対する影響を過小に評価しており、また評価に至る根拠が不明確な箇所が多いことから、一旦、事業者に差し戻し、的確に修正された準備書として、改めて受理するべきである。

酒田市十里塚風力発電事業環境影響評価準備書
に対する山形県知事からの意見照会について
総括意見

はじめに

酒田市が事業者である酒田市十里塚風力発電事業環境影響評価準備書については、住民説明会の開催を経て意見公募が行われた後、速やかに酒田市環境審議会及び同景観審議会を開催し、同準備書の内容について審議すべき事案です。

この度、山形県知事からの意見照会を待って、各審議会において初めて取り扱うことにした経緯については、大きな疑念を抱きます。また、地方創生が叫ばれている時代に、自治体としての自治機能の低下がうかがえ、大変懸念されます。

提出された同準備書の記載内容及び「住民意見概要及び事業者見解」の内容から、以下のような意見を県知事に回答すべきだと考えます。

○第3次山形県環境計画(平成24年3月)の中で、風力発電施設の整備に配慮する地域について、「優れた自然の風景地として指定されている自然公園」としての「価値を著しく損なうおそれのある地域」は除くものとしている。本事業の実施により、優れた自然の風景地としての庄内海浜県立自然公園の価値が著しく損なうことは明らかであるのに、同準備書においては、著しく過少に評価している。

○2010(平成22)年、当該地域における民間事業者による同種事業計画において、自然公園内新築行為に係る事前協議への対応では、風致景観に著しい影響を及ぼすため認められないとした山形県知事の判断がある。その判断内容として、

- ①当該風力発電施設は、海岸線を分断し、海側や砂丘地からの重要な眺望の対象に著しい支障を及ぼす。
- ②その形態が周辺の風致又は景観と調和しない。
- ③微妙な生態系のバランスの上に成り立つ「砂丘植生とクロマツ林」の景観の維持を図るうえで重大な支障を及ぼすおそれがある。

④酒田市からは、酒田市環境審議会や住民説明会での意見を踏まえ、「建設には慎重を期すべきである」との回答があった。

ことを挙げている。

2010年当時と比べて今日までの間、自然公園の価値が低下した事実はなく、むしろ優れた風致景観に加え、本準備書のとおり、希少な動植物の生息・生育が改めて確認されたところである。

○住民意見や自然、歴史、文化等の多様な側面からの地域の景観特性の把握についての評価結果に係る記載が一切ない。

○海岸林や砂丘の研究等、事業計画地に詳しい学識経験者の多くが、他の庄内海岸における既設の風力発電施設と違って、海岸林の保全に最も重要な「砂草地」に設置することに対して大きな懸念を持っている。これらの意見については、同準備書において記載されていない。

○第3次山形県環境計画の中で、風力発電施設の整備に配慮する地域から除かれる地域として、「貴重な動植物の生息・生育に重大な影響を及ぼすおそれのある地域」が提示されている。同準備書では、国の最上川河口鳥獣保護区であるにも関わらず、鳥類等の貴重な動植物の生息・生育に対する影響を過少に評価している。また、住民意見に対する事業者見解が、意見の内容に対して的確に示されていない個所が多い。

例えば、「造成等の施工による一時的な影響に係る地形及び地質」への影響の予測について、改変に伴う飛砂の増加に関して定量的な解析・検討されていないにも関わらず「環境保全についての配慮が適正に評価する」とした根拠を正しているのに、事業者からは「改変に伴う飛砂の発生量を定量的に把握することは困難であるものの、飛砂を防止するための環境保全措置を実施することによって、環境は事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減されているものと評価」した旨の見解が出されているが、根拠を示すことは回避されている。

○同準備書は、総合的にみて当該地域の環境に対する影響を過小に評価しており、また評価に至る根拠が不明確な箇所が多いことから、一旦、事業者に差し戻し、的確に修正された準備書として、改めて受理すべきである。